

# 和光市日常生活圏域中央エリアにおける 保育所等整備事業（公有地利用分）公募要領

和光市では、平成27年4月施行子ども・子育て支援新制度の「子ども・子育て支援事業計画」において、待機児童解消に向けた取組として位置付けられる保育サービス提供基盤整備を行うため、市の公有地を活用した保育所等整備事業の事業者を公募します。

## 1 事業の内容

- 事業名  
**和光市日常生活圏域中央エリア 保育所等整備事業（公有地利用）**  
 本事業は、公有地の賃貸借により、土地を借り受ける事業者が、保育所の整備と運営を行うものです。
- 事業の概要

施設種別	保育所、保育クラブ及び送迎保育ステーション他
開設予定日	平成29年4月1日 ※開設に伴う事務手続に要する期間を考慮し、予定日に開設できるよう整備事業を完了させること。
必須事業	①保育所（延長保育事業・障害児保育事業を含む） <div style="text-align: right; margin-right: 50px;">定員 3歳児 15名以上、4歳児 15名以上、 5歳児 15名以上、計 45名以上</div> ②保育クラブ 定員 小学生 15名以上 ③送迎保育ステーション（※1）
任意実施事業 （その他の保育事業等）	任意実施事業の例 ①小規模保育事業・家庭的保育事業等 ②一時預かり事業 ③病児保育事業 ※各事業ともサテライト型としての実施も可 上記に定めるもののほか、他の事業提案も可能です。
保育時間（開所時間）	①保育所 通常保育 午前7時から午後6時まで 延長保育 午後6時から午後8時まで ②保育クラブ 通常保育 小学校の放課後から午後6時まで 延長保育 午後6時から午後7時まで ※土曜日及び夏休み等の学校の長期休暇時は午前8時30分から午後6時まで（延長保育午後7時まで） ①②ともに上記時間を超える延長保育の実施を妨げるものではありません。
休園日・休所日	日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、12月29日から1月3日まで。（休日保育の実施を妨げるものではありません。）

（※1）送迎保育ステーションとは、送迎バスの運行拠点となる保育施設から、安心・安全なバスで市内保育園に送迎するシステムで、保護者の負担軽減を目的とする事業です。  
 事業者へは、児童の保育送迎を含む送迎保育ステーションの運営を求めるものです。

用地の概要	
ア 所在地（地番）	和光市中央1-1669-2
イ 敷地面積	264㎡
ウ 用途地域	第一種住居地域
エ 建ぺい率	60%
オ 容積率	200%
カ 高さ制限	25m
キ 日影規制	4時間、2.5時間
ク 建築基準法第22条区域	
ケ 測定水平面	4m
コ 防火準防火指定無し	

- 土地貸借条件

- ア 貸付期間 契約締結の日から36年間

- (内訳 整備期間として1年間、運営期間として35年間)

- ※これ以降は協議の上、借地借家法の規定により10年を単位としてその都度延長できるものとします。

- イ 貸付料 月額170,000円

- ※ただし、開設日から5年間(60ヶ月)は無償とします。

- ウ 用途 認可保育所等保育事業 ※土地・建物を目的外に使用することはできません。

- エ 土地の返還

- 賃貸借期間が満了したときは、直ちに事業者の負担により施設・設備等の撤去等を行い、土地を原状回復して市に返還するものとします。

- ※賃貸借期間満了以外の理由により契約を解除する場合等の措置については、市と事業者の協議(協議書)により定めるものとします。

- 整備における注意事項

- ア 近隣住民の要望に対する対応

- 施設建設に当たっては、騒音や地域の交通量等に配慮した配置・設計を行い、近隣住民に対し十分な説明を行うとともに、意見や要望に対して誠実に対応してください。

- イ 施設整備にあたっての留意事項

- (ア) 敷地内に保護者が送迎の際に一時的に利用する自転車の駐輪場所を設けること。

- (イ) 敷地内に給食の材料搬入や緊急時等に利用する車両置場を確保すること。

- (ウ) 周辺環境を考慮し、保育園及び保育クラブとしての安全に配慮した施設整備を行うこと。

- (エ) 施設建設にあたっては、法令、規定等を遵守すること。

## 2 園舎整備費用に対する補助について

- 施設整備補助金

- 市では、保育所等整備交付金交付要綱に基づき、市が算出した補助金を予定しています。なお、補助対象外の法人については、施設整備の補助金はありません。

- ※保育所等整備交付金の平成28年度交付金については、平成27年度と同程度の額が想定されますが、今後、国から詳細が示され次第、お知らせします。

## 3 応募資格

本事業に応募することができる者は、次の要件をすべて満たす者としてします。

- 市内で保育所及び小規模保育事業所を運営している事業者。(ただし、条件を満たす事業者からの応募がなかった場合は、市外(近隣地域)の事業者も対象とする。)

- 次のいずれかに該当する法人であること。

- ア 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第22条に規定する社会福祉法人

- イ 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成18年法律第49号)等に規定する一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人及び特例民法法人

- ウ 日本赤十字社法(昭和27年法律第305号)に規定する日本赤十字社

- エ 特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第2条第2項に規定する特定非営利活動法人

- オ 会社法(平成17年法律第86号)第2条第1号に規定する会社

- 施設を利用する保護者はもとより、地域との信頼関係を築くことができる事業者であること。

- 児童福祉事業に熱意と見識を有し、認可保育所を運営するために必要な経営基盤及び社会信望を有していること。

- 「保育所保育指針(平成20年3月28日厚生労働省告示第141号)」を十分に理解し、和光市の方針に基づく保育行政について積極的に協力することができる事業者であること。

- 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条に規定する暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係にある者でないこと。

- 宗教活動や政治活動を目的とした事業者ではないこと。

- その他法令等の規定により、保育所の事業を運営することができない事業者でないこと。

#### 4 事業者選定スケジュール

- 公募要領の配付
  - ア 配付期間 平成28年6月6日(月)～6月30日(木)までの市役所開庁日  
8時30分から正午、13時から17時
  - イ 配付場所 和光市役所1階 和光市保健福祉部こども福祉課
- 質問書の受付
  - ア 受付 FAX又は電子メールにより提出
  - イ 受付期間 6月6日(月)～6月15日(水)
- 質問書の回答 6月22日(水) 公募要領受領者へFAX又は電子メールにより回答
- 公募申請書の締切 6月30日(木) 午後5時15分まで(郵送不可)
- 選定委員会(プレゼンテーション・ヒアリング)開催 7月中旬
- 優先交渉権者との協議 7月下旬
- 準備協定締結 7月下旬
- 選定結果の公表(ホームページ等) 協定締結後

#### 5 提出書類

提案書等の提出書類は、別紙一覧表のとおりとし、様式に定めのないものは、A4版で任意の書式とします。

- ※ 正式な提案書等(正本)は1部とし、残りの提出部数(副本)はコピーで構いません。
- ※ 提出書類は下記に示す書類の順序に従い、インデックスを貼ってA4フラットファイルで提出してください。
- ※ 持参時に書類の確認を行います。

#### 6 選定の基準

事業者選定における評価は、以下の基準により行います。

(主な項目)

- ① 応募の動機・運営方針
- ② 経営基盤の安定性
- ③ 資金計画・設計の考え方
- ④ 提供するサービス・質
- ⑤ 事業展開の確実性

#### 7 優先交渉権者の選定

- 事業者の選考等  
選考にあたってはヒアリングを行い、選考委員会の審査結果に基づき市長が優先交渉権者を決定します。  
なお、本申請の提出事業者が3者を超える場合は、第一次審査(書類審査)を実施し、その結果により評価が高い事業者から上位3者により第2次審査(プレゼンテーション・ヒアリング)を行います。
- 審査結果の公表  
第1次審査及び第2次審査における選考結果は、該当事業者全員に通知します。また、第2次審査における選考結果は、市のホームページで公表します。
- 優先交渉権者との協議・協定締結  
市は、優先交渉権者と細目協議を行い、協定を締結します。
- 次順位交渉権者との協議  
次の場合は、次順位の交渉権者と交渉を行います。
  - 優先交渉権者が参加資格を有しなくなったとき。
  - 優先交渉権者が辞退の届出をしたとき。
  - 優先交渉権者との協議が不調となったとき。

- その他  
審査及び交渉権者との協議の結果、適切な事業者がないときは、再募集する場合があります。  
また、選定等の結果については、異議を申し立てることはできません。

## 8 留意事項

- 費用の負担  
応募に関し必要な費用は、応募者の負担とする。
- 提供した資料の取扱い  
市が提供した資料等は、応募に係る検討以外の目的で使用することを禁ずる。  
また、この検討の目的の範囲内であっても、市の承諾を得ることなく、第三者に対してこれを使用させ、又は内容を開示することを禁ずる。
- 提出書類の変更の禁止  
提出された書類の提出期限後における差し替え及び再提出は認めない。
- 虚偽の記載をした場合  
応募者が提出された書類に虚偽の記載をした場合は、応募を無効とする。
- 提出書類の取扱い  
提出された書類は返却しない。  
提出された書類は、事業者選考の実施に関する報告のため必要な場合を除き、事業者の許可を得なければ公表しない。
- 著作権  
ア 事業者の決定までの間、提案書類の著作権は事業者に帰属する。ただし、市は、事業者選考実施に関する報告等のため、必要な場合には提案書類の内容を無償で使用できるものとする。  
イ 事業者の決定後、選考された提案書類の著作権は市に帰属し、選考されなかった提案書類の著作権は応募者に帰属するものとする。

## 9 問合せ先

和光市保健福祉部こども福祉課事業管理担当  
〒351-0192 和光市広沢1-5  
電話 048(424)9131  
FAX 048(464)1926  
Eメール d0200@city.wako.lg.jp

(別紙)

## 提出書類一覧表

No.	書類名	提出部数	説明	
1	公募申請書	1部	様式1	
	添付書類 1-1 応募の動機	5部		
2	法人概要書	5部	様式2	
	添付書類	2-1 法人登記簿謄本	1部	申請日前3ヶ月以内に発行されたもの
		2-2 定款	1部	最新のもの
		2-3 法人代表者の履歴書	5部	
		2-4 財産目録	5部	最新のもの
2-5 決算書		5部	直近3年度分	
3	施設計画概要書	5部	様式3	
	添付書類	3-1 資金計画	5部	借入金がある場合は、償還計画を含む。
		3-2 工程表	5部	
		3-3 施設・設備の配置図	5部	用途名、床面積、有効面積を記入すること。
		3-4 施設平面図	5部	
3-5 近隣住民に対する配慮		5部	説明会、駐輪及び駐車対策など	
4	運営計画概要書	5部	様式4	
	添付書類	4-1 収支予算書	5部	3年分
		4-2 その他保育事業提案書	5部	事業ごとに作成
		4-3 施設の目的及び運営方針	5部	保育所としての目的及び運営方針
		4-4 保育計画	5部	保育計画・指導計画等を示してください。
		4-5 給食対応	5部	給食、調理、食育、アレルギー児対応、食中毒対応など
		4-6 安全・防犯・災害対策	5部	具体的対応
		4-7 虐待への対応	5部	具体的対応
		4-8 苦情対応	5部	具体的対応
		4-9 保護者との連絡	5部	保育内容等の理解、協力を得る方策
		4-10 人材育成	5部	職員研修、育成方策など
		4-11 個人情報保護	5部	個人情報保護のための方策
4-12 家庭的保育事業等との連携についての考え方について		5部		
5	既設園行政監査の指摘事項の写し	5部		
6	プレゼン用資料	5部		

※正式な提案書等（正本）は1部とし、残りの提出部数（副本）はコピーで構いません。

※提出書類は下記に示す書類の順序に従い、インデックスを貼ってA4フラットファイルで提出してください。

※持参時に書類の確認を行います。

(様式1)

市有地貸与による保育所整備・運営事業者公募申請書

平成 年 月 日

和光市長 松本 武洋 様

申請者	所在地	
	名称	
	代表者職・氏名	印

市有地貸与による保育所整備・運営事業者公募について、参加したいので下記の書類を添えて申請します。

記

(様式2)

法人概要書

1 法人の概要

法人名	
代表者	
所在地	
設立年月日	
主な事業内容	

※法人のパンフレット等がある場合は添付してください。

2 他に運営している保育施設

他に運営している保育施設の有無		<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無
種 類	施設の名称	所在地	開設年月日

※各施設の運営内容を紹介するパンフレット等がある場合は添付してください。







## 2 職員配置計画

- 施設長予定者

氏名	住所	資格
児童福祉事業の経歴		

- 必要職員数と配置予定数

### ア 必要保育士数（保育所）

	3歳児	4歳児	5歳児	計
定員				
必要保育士数				

### イ 必要支援員数（保育クラブ）

	計
定員	
必要支援員数	

### ウ 職員配置及び勤務体制計画

区分		人数	区分		人数
施設長	常勤	人	保育クラブ支援員	常勤	人
	非常勤	人		非常勤	人
保育士	常勤	人		常勤	人
	非常勤	人		非常勤	人
調理員	常勤	人		常勤	人
	非常勤	人		非常勤	人
			計	常勤	人
				非常勤	人

### ウ 職員配置の方針

--